

中期目標期間の終了時の検討について

1. 中期目標期間の終了時の検討

- 地方独立行政法人法第79条の2の規定では、独立行政法人の中期目標期間の終了時において、①「当該法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。」と規定されている。
- また、上記の検討を行うにあたっては、②「評価委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されている。

2. 対応（案）

- ① 「当該法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。」
- ② 「評価委員会の意見を聴かなければならない。」

- (1) 第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績に関する評価結果（平成30～令和3事業年度）の策定…令和5年1月策定（令和5年2月議会提出済）
- (2) 第4期中期目標の策定…令和5年度中に策定（令和5年12月議会提出予定）

上記（1）、（2）の「策定」及び策定過程における県評価委員会への「意見聴取」等により、法第79条の2に規定する「中期目標の期間の終了時の検討」の要件①②を満たすものとして整理したい。

ただし、上記（2）第4期中期目標の策定については、令和5年12月議会への議案提出に向けて、第3回評価委員会及び第4回評価委員会で審議することから、**12月議会で議案が可決された時点で、第79条の2の要件を全て満たしたものと整理したい。**

【参考】地方独立行政法人法（第79条の2）

設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時まで、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。